

## システムコーチング®(ORSC®)受講規約

### 第1条（適用範囲）

1. このシステムコーチング®(ORSC®)受講規約（以下「本規約」という。）は、CRR Global Japan 合同会社（以下「当社」という。）と、ORSC®の受講者等間の権利義務について必要な事項を定めるものであり、当社と受講者等に適用される。
2. 受講者等は、第3条第1項に基づき ORSC®の受講申込みを行った時点で、本規約におけるすべての条項に規定する内容に同意したものとみなされる。

### 第2条（定義）

本規約上で使用する用語の定義は、本規約において別途定義するほか、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「ORSC®」とは、システムコーチング®（英語名：Organization and Relationship Systems Coaching®）を意味する。
- (2) 「ORSC®講習」とは、当社が提供する ORSC®に関する各コース（当社 WEB サイト「開催コース一覧」(<https://crrglobaljapan.com/courseschedule/>)掲載の各コースその他当社が提供するコース）及びこれに関連する研修・トレーニング・ワークショップ・体験会・説明会その他 ORSC®に関する講習等一切を意味する。
- (3) 「受講者」とは、ORSC®を受講する者を意味する。
- (4) 「受講希望者」とは、ORSC®の受講を希望する者を意味する。
- (5) 「受講者等」とは、受講者と受講希望者を総称した者を意味する。

### 第3条（受講契約の成立等）

1. 受講希望者は、本規約に同意した上で、当社所定の方法により ORSC®講習受講の申込みを行う。
2. 当社が受講希望者に対し前項の申込みを承諾し、その旨を当社所定の方法により通知した時点で、当社と受講希望者の間で ORSC®講習に係る受講契約が成立するものとする。
3. 当社は、受講希望者に対し、メールその他当社所定の方法により連絡事項の告知その他の情報提供を行う。
4. 当社は、受講希望者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、当社の判断により ORSC®講習受講の申込みを承諾しないことがある。
  - (1) 受講希望者が、当社の定める方法によらず ORSC®講習受講の申込みを行った場合
  - (2) 受講希望者が、過去に本規約又は当社の定めるその他の利用規約等に違反したことを理由として利用停止処分等を受けた者である場合
  - (3) 受講希望者が、不正な目的又は手段をもって申込みを行っていると当社が判断した場合
  - (4) 受講希望者が、虚偽の情報又は虚偽のおそれがある情報を記載等していると当社が判断した場合
  - (5) その他当社が受講希望者の ORSC®講習の受講を不適切と判断した場合
5. 当社が前項の定めにより受講希望者の ORSC®講習の受講を承諾しない場合において、当社は受講希望者に対しその理由を通知する必要はないものとする。

### 第4条（知的財産遵守規範）

受講者は、本規約別添「システムコーチング®(ORSC®)知的財産ガイドライン」（以下「知的財産遵守規範」という。）を遵守するものとする。

### 第5条（その他の遵守事項）

受講者は、システムコーチング®(ORSC®)知的財産遵守規範のほか、以下の各号に掲げる事項をすべて認識・認容の上、遵守するものとする。

- (1) 当社が主催、実施するセミナーやワークショップにおいて配布された資料及びテキストは、自らの使用に限定し、その部分若しくは全体を無断で複写・複製したり、第三者に開示又は漏洩しないこと
- (2) 当社が主催、実施するセミナーやワークショップにおいて知り得た当社独自の情報の全部又は一部を用いて、同一又は類似のセミナーやワークショップを主催、実施しないこと
- (3) 当社が主催、実施するセミナーやワークショップにおいて知り得た第三者の情報の全部又は一部を、その第三者の承諾なくして他の第三者に開示又は漏洩しないこと
- (4) 当社が主催、実施するセミナーやワークショップにおいて当社が違法である、あるいはそのおそれがあると指摘した行為については、これを行わないこと
- (5) 当社が主催、実施するセミナーやワークショップにおいて、当社の事前の許可なく、携帯電話やICレコーダー、ビデオなど機材を用いた録音・録画、写真撮影などの行為を行わないこと
- (6) 他のコース参加者に対するハラスマント及びコース中の取組みへの参加妨害その他、他のコース参加者に社会通念上甘受すべき限度を超えてコース中の取組みへの参加を躊躇させる行為をしないこと
- (7) 当社の登録商標又はトレードマークを使用する場合には、知的財産遵守規範所定の方法に従い、必ず出典を表記すること
- (8) 日本国内外を問わず、当社の商標権若しくは著作権を侵害する態様、又は本規約に違反する態様により動画配信その他活動を行わないこと
- (9) 受講者が当社から受講した ORSC®に関する各プログラムその他トレーニング等において使用したコンテンツ・マテリアル等（著作権その他権利の帰属を問わず、当該各プログラムの提供過程において使用されたテキスト、レジュメ、マニュアル、フォローメール、チェックリスト（例えば、当社から提供されたアセスメント、ワークシートなど）、システム等一切を含む。以下、総称して「コンテンツ・マテリアル等」という。）を受講者のクライアントに ORSC®を実施する目的以外に使用したり、第三者に開示又は漏洩したりしないこと
- (10) 責任をもってコンテンツ・マテリアル等を管理し、紛失・盗用等が生じないように留意すること
- (11) コンテンツ・マテリアル等に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権、並びに ORSC®に関する各プログラムに関する画像、ノウハウ、アイディア、及び手法に係る使用許諾権その他の権利が当社又は当社が使用を許諾する第三者（以下、併せて「当社ら」という。）に帰属することを確認し、当社らの権利を侵害しないこと
- (12) 以下に掲げる行為を行わないこと
  - ア コンテンツ・マテリアル等の複製（データの加工等も含む）・転写・転載・改ざん・部分利用
  - イ 以下に定める＜使用方法＞（知的財産遵守規範（5）2 に記載する方法と同旨）を遵守せずに、コンテンツ・マテリアル等の内容の一部又は全部を雑誌・書籍・テレビ・ラジオ・ホームページ・YouTube などの動画配信サイト、SNS などの媒体において、公開・紹介等すること

＜使用方法＞

プロモーション・営業活動を目的としたウェブサイト（動画含む）において ORSC 教材やプログラムを通じて知り得た内容を使用する場合は、「出典 CRR Global Japan ORSC®プログラム」と明記した上で、使用すること

ウ コンテンツ・マテリアル等の内容についてマスコミその他から取材を受ける行為

エ コンテンツ・マテリアル等の内容を不特定又は多数人に公開・告知すること

オ その他前記ア乃至エに該当するおそれのある行為又はこれに類する行為
- (13) 前各号のいずれかに違反した場合又は当社が受講者として不適当と判断した場合には、当社が当該受講者のコース参加資格を取り消すことがあり、その場合当社は受講者が既に支払った受講料を一切返金せず、受講者もその返金を求めないこと、及び受講者が当社に損害を与えた場合はそのすべてを受講者が賠償すること

- (14) ① 受講者が以下のいずれかに掲げる者（以下、これらの方々を併せて「本第三者」といいう。）と名目の如何を問わず何らかの契約をする場合は、すべて受講者の責任と判断で行うこと  
ア システムコーチング®のクライアント（コース内の課題や資格取得条件として契約をするクライアントを含むがこれに限らない。）  
イ 他のコース参加者  
ウ 他のコース参加者からの紹介を受けた者  
エ その他コースを起因として新たな関係性が生じた者  
② 受講者と本第三者間の契約関係の有無を問わず、受講者と本第三者との間で何らかの紛争等が生じた場合は、当該紛争等については、受講者と本第三者との間で解決するものとし、受講者と本第三者との間のいかなる紛争等に関しても、当社は一切責任を負わないこと  
③ 受講者が本第三者との紛争等により又はこれに関連して当社若しくは本第三者が損害を被った場合には、受講者がそのすべてを賠償すること  
④ 受講者が本第三者に損害を与えた場合において、本第三者からの請求に関して当社に賠償金その他費用等が発生したときは、受講者が当該賠償金その他費用等（弁護士費用を含む。）のすべてを負担すること
- (15) 前各号に違反したことにより、当社に損害を与えた場合はそのすべてを賠償すること
- (16) 当社が主催、実施するセミナーやワークショップにおいて、受講者は自己の責任を持って行動し、発生した事件・事故によって受講者に損害が生じたとしても、当社に故意又は重大な過失が存する場合を除き、当社に対して当該損害について損害賠償その他の請求をしないこと
- (17) 前各号に記載する遵守事項について、受講者が関与する他の法人に対しても遵守させること
- (18) コース内では一部、内省を深めたり、受講者自身の感情を取り扱う時間があるため、現在精神疾患がある、精神的に不安定な状態になり精神科・神経科・心療内科等への通院をしている、民間のカウンセリング等に通っている場合には、医師の許可を得たことをコース開始前に当社の事務局に連絡すること
- (19) 現在は治癒しているが過去に精神疾患があった場合は、事前に当社に相談した上でコースに参加するか否かを判断することが望ましいこと

## 第6条（受講料の支払い）

受講者は当社に対して、当社所定の各コースに応じた所定の受講料を所定の期限までに支払うものとする。

## 第7条（利用契約の解除・停止）

1. 受講者が以下の各号のいずれか一つに該当する場合、当社は、受講者に対する催告その他何らの手続を要することなく、ORSC®講習に係る受講契約について、その全部若しくは一部の解除又は受講の停止を行うことができるものとする。
  - (1) 受講者が当社の定める方法によらず申込みを行った場合、又は申込後に、受講者が当社の定める方法によらずその申込みを行ったことが明らかになった場合
  - (2) 第6条に定める受講料の支払を遅滞した場合
  - (3) 本規約又は当社との間のその他の規約又は契約に違反し、当社の催告にもかかわらず、違反の状態が解消されることなく相当期間が経過したとき
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、又は営業免許取消などの行政処分を受けたとき、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始等の申し立てがあったとき、手形又は小切手を不渡りにしたとき、その他受講者の財政態が悪化したと当社が認めたとき
  - (5) 受講者が当社の信用を傷つけたとき又はそのおそれがあると当社が判断したとき
  - (6) 受講者が当社又は第三者に損害を与え、又は与えるおそれがあると当社が判断したとき

- (7) 受講者の言動・要求等が一般常識の範囲を著しく超えると当社が判断したとき
  - (8) 受講者の信用に著しい毀損が認められるとき
  - (9) 受講者が第3条第4項の定めに違反していると当社が判断したとき
2. 前項の定めにより ORSC®講習に係る受講契約について、その全部若しくは一部の解除又は受講の停止がなされた場合であっても、受講者は、それまでに当社に対して支払済の受講料その他の金員について、未受講分に対応する分を含め、一切返還を求めるることはできないものとする。

## 第8条（権利・義務の譲渡等の禁止）

受講者は、本契約上の権利若しくは義務、又は本契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできない。

## 第9条（反社会的勢力の排除）

- 1. 受講者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 受講者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 当社は、受講者が反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、受講者に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
- 4. 受講者は、前項により当社が本契約を解除した場合、受講者に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承するものとする。

## 第10条（キャンセルポリシー）

- 1. 本規約に基づく当社と受講者間の契約におけるキャンセルポリシー（<https://crrglobaljapan.com/faq/>において公表している内容と同旨）は、コース毎に本条に定めるとおりとし、受講者は、当社に対し、キャンセル及び日程変更等の連絡をしたとき等の時期に応じて本条各項所定の手数料（以下「手数料」という。）を支払う義務を負う。
- 2. 基礎コースに係るキャンセルポリシー（コース開始前のキャンセル及び日程変更）は、以下の各号に定めるとおりとし、コース開始後のキャンセル及び日程変更は受け付けないものとする。なお、キャンセルの場合には、当社は、受講者に対し、当社が受領済の受講料から以下各号の手数料を控除した残額を返金し、日程変更の場合には、当社の判断で、当

該残額を返金せず、これを変更後の日程の受講料に充当することができる。

- (1) コース開催初日より 15 日前まで (※1) にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
手数料：無料
- (2) 14 日前 (※2) ～2 日前まで (※1) にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
手数料：3 万 3000 円（税込）
- (3) 前日 (※2) ～当日以降にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
手数料：受講料の 100%相当額（税別）
- 3. 各応用コースに係るキャンセルポリシー（コース開始前のキャンセル及び日程変更）は、以下の各号に定めるとおりとし、コース開始後のキャンセル及び日程変更は受け付けないものとする。なお、キャンセルの場合には、当社は、受講者に対し、当社が受領済の受講料から以下各号の手数料を控除した残額を返金し、日程変更の場合には、当社の判断で、当該残額を返金せず、これを変更後の日程の受講料に充当することができる。
  - (1) コース開催初日より 35 日前まで (※1) にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
手数料：無料
  - (2) 34 日前 (※2) ～15 日前まで (※1) にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
手数料：2 万 2000 円（税込）
  - (3) 14 日前 (※2) ～2 日前まで (※1) にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
手数料：5 万 5000 円（税込）
  - (4) 前日 (※2) ～当日以降にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
手数料：受講料の 100%相当額（税別）
- 4. プロフェッショナル実践コースに係るキャンセルポリシー（コース開始前のキャンセル及び日程変更）は、以下の各号に定めるとおりとする。なお、キャンセルの場合には、当社は、受講者に対し、当社が受領済の受講料から以下各号の手数料を控除した残額を返金し、日程変更の場合には、当社の判断で、当該残額を返金せず、これを変更後の日程の受講料に充当することができる。
  - (1) コース開催初日より 45 日前まで (※1) にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
手数料：無料
  - (2) 44 日前 (※2) ～15 日前まで (※1) にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
手数料：16 万 5000 円（税込）
  - (3) 14 日前 (※2) ～2 日前まで (※1) にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
手数料：27 万 5000 円（税込）
  - (4) 前日 (※2) ～当日まで (※1) にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
手数料：44 万円（税込）
- 5. プロフェッショナル実践コースに係るキャンセルポリシー（コース開始後のキャンセル）は、以下の各号に定めるとおりとし、日程変更は受け付けないものとする。なお、当社は、受講者に対し、当社が受領済の受講料から以下各号の手数料を控除した残額を返金する。
  - (1) コース開始後 1 週目を目途に開催される第 5 回グループスーパービジョンの開催日の前日まで (※1) までにキャンセルの連絡があったとき  
手数料：66 万円（税込）
  - (2) コース開始後後 1 週目を目途に開催される第 5 回グループスーパービジョンの開催日当日以降 (※2) にキャンセルの連絡があったとき  
手数料：受講料の 100%相当額（税別）
- 6. 基礎及び全応用コース一括申込みに係るキャンセル及び日程変更の手数料については、第 3 項に定める応用コースに係るキャンセルポリシーに準じ、通常申込価格（一括申込みによる割引を適用しない価格。以下同じ）により算定した金額（但し、準用する第 3 項(4)の「受講料」は、基礎コース開始前の場合には、基礎コースの通常申込価格の受講料を指すものとする。）を手数料とした上、当社は受講者に対し、当社が受領済の一括申込に係る受講料から当該手数料（受講済の基礎コース又は応用コースがある場合には、当該コースに係る通常申込価格を当該手数料に加えた金額）を控除した残額を返金する。但し、日程

変更の場合には、当社の判断で当該残額を受講者に返金せず、変更後の日程の受講料に充当することができる。

7. 全応用コース一括申込みに係るキャンセル及び日程変更の手数料については、第3項に定める応用コースに係るキャンセルポリシーに準じ、通常申込価格により算定した金額を手数料とした上、当社は受講者に対し、当社が受領済の一括申込に係る受講料から当該手数料（受講済の応用コースがある場合には、当該応用コースに係る通常申込価格を当該手数料に加えた金額）を控除した残額を返金する。但し、日程変更の場合には、当社の判断で当該残額を受講者に返金せず、変更後の日程の受講料に充当することができる。
8. 全応用及びプロフェッショナル実践コース一括申込みに係るキャンセル及び日程変更の手数料については、以下の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 全応用コース分に係るキャンセル及び日程変更の手数料について  
第3項に定める応用コースに係るキャンセルポリシーに準じ、通常申込価格により算定した金額を手数料とした上、当社は受講者に対し、当社が受領済の一括申込に係る受講料から当該手数料（受講済の応用コースがある場合には、当該応用コースに係る通常申込価格を当該手数料に加えた金額）を控除した残額を返金する。但し、日程変更の場合には、当社の判断で当該残額を受講者に返金せず、変更後の日程の受講料に充当することができる。
  - (2) プロフェッショナル実践コース分に係るキャンセル及び日程変更の手数料について
    - 1 コース開催初日より45日前まで（※1）にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
実践コース分に係るキャンセル及び日程変更の手数料については無料とし、全応用コース分に係るキャンセル及び日程変更の手数料については前号の定めに従うものとする。但し、日程変更の場合には、当社の判断で、当社が受領済みの一括申込みに係る受講料から当該手数料（受講済の応用コースがある場合には、当該応用コースに係る通常申込価格を当該手数料に加えた金額）を控除した残額を受講者に返金せず、変更後の日程の受講料に充当することができる。
    - 2 コース開催初日の44日前以降（※2）にキャンセル又は日程変更の連絡があったとき  
実践コース分に係るキャンセル及び日程変更の手数料についてはコース開始前後に応じて第4項又は第5項に定めるプロフェッショナル実践コースに係るキャンセルポリシーに準じ、通常申込価格により算定した金額を手数料とした上、当社は受講者に対し、当社が受領済の一括申込に係る受講料から当該手数料（受講済の応用コースがある場合には、当該応用コースに係る通常申込価格を当該手数料に加えた金額）を控除した残額を返金する。但し、日程変更の場合には、当社の判断で当該残額を受講者に返金せず、変更後の日程の受講料に充当することができるものとする。
9. 前各項に定める※1は「23:59メール着信分まで」、※2は「0:00メール着信分以降」を意味するものとする。

## 第11条（存続条項）

終了原因の如何を問わず、本規約に基づく当社と受講者間の契約が終了した後においても、第16条に基づき内容が変更された場合には変更後の内容を含め、第4条、第5条、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第4項、本条、及び第12条乃至第16条の規定はなお有効に存続し、効力を有するものとする。

## 第12条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとする。

2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある受講者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の受講者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとする。

#### **第 13 条（準拠法）**

本規約の準拠法は日本法とする。

#### **第 14 条（専属的合意管轄）**

本規約に関する一切の紛争については、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 15 条（協議事項）**

本規約に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、関係法令及び一般慣習に従い、受講者等及び当社は誠意をもって協議し、これを解決する。

#### **第 16 条（本規約の変更）**

1. 本規約の変更が受講者の一般的利益に適合するとき、又は、本規約の変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、当社は本規約を変更することができる。
2. 当社が本規約を変更する場合には、あらかじめ変更後の本規約の効力発生時期及び変更内容を定め、当社の WEB サイト (<https://crrglobaljapan.com/>) に掲載する方法により告知する。
3. 本規約の変更の効力発生日以降に継続して受講者が ORSC®講習を受講等した場合には、変更後の本規約の内容について同意があったものとみなし、受講者には変更後の本規約の内容が適用されるものとする。

以上

2023 年 11 月 10 日 制定・施行

別添

## システムコーチング®(ORSC®)知的財産ガイドライン

2023年9月改訂 CRR Global Japan 合同会社

### <概要>

- 【1】本ガイドラインの目的
- 【2】知的財産使用についての方針
- 【3】商標・ロゴについて
- 【4】ORSC®コンテンツの使用について
  - (1) システムコーチング®(ORSC®)セッション
  - (2) 研修・トレーニング・ワークショップなど
  - (3) システムコーチング®(ORSC®)体験会・説明会
  - (4) 配布資料・プレゼン資料
  - (5) 書籍・ウェブサイトなど
  - (6) その他

### <本編>

#### 【1】本ガイドラインの目的

CRR Global Japan はシステムコーチング®(英語名 : Organization and Relationship Systems Coaching® 略称 : ORSC®)を学んだ皆様が社会のそれぞれの現場において ORSC®を実践し活躍していかれることを期待しています。このガイドラインはその活動を支援しつつ、ORSC®の創設者やその源流となる智慧を尊重し、それぞれの関係者にとっての「Right Relationship™ (正しい関係性)」を創っていくことを目的としています。

#### 【2】知的財産使用についての方針

CRR Global Japan 合同会社 (以下 CRR Global Japan) は、米国 CRR Global Inc.とのビジネスライセンス契約のもと、ORSC トレーニングコース内で使用された教材の著作権を含むすべての権利を有します。CRR Global Japan から書面による許諾をうけることなく、その目的を問わず、どのような形態であっても、その教材を複製、模倣または譲渡すること、また ORSC コース未受講者への共有を禁じます。

ORSC トレーニングを受講された皆様が ORSC を実践するときには、ORSC 教材のコンテンツを自由にお使いください。但し、その教材を用いて ORSC を教えること、あるいは別の研修教材に組み入れることについては、CRR Global Japan の知的財産の保護、ならびに、今後 ORSC トレーニングコースを受講される方々の学びの最大化の観点から、お控え下さいますようお願い申し上げます。

CRR Global Japan は、ORSC のコンセプトや方法論が、より多くの実践を通して進化し、幅広く応用されていくことを願っています。同時に、そのコンセプトや方法論が、一貫性をもって高いクオリティで伝えられるように、その環境を守りたいと考えています。

本ガイドラインに沿った使用をされていない場合には法的措置を受ける場合もありますので、よくお読み頂いて、自覚をもって使用して頂きますようお願いします。

尚、このガイドライン方針は CRR Global Japan のホームページにアップデートされたものが有効な最新版となります。利用の際には、ご確認頂きますようにお願いします。その他、ORSC トレーニングコース教材及びコンテンツの取扱いに関してご質問があれば、以下にご連絡ください。

CRR Global Japan 合同会社  
〒102-0083 東京都千代田区麹町 6・6-2 WeWork 麹町 5F  
Email : [info@crrglobaljapan.com](mailto:info@crrglobaljapan.com)

#### 【3】商標・ロゴについて

- 下記のものは CRR Global Japan の登録商標及びトレードマークです。  
※英語表記に関しては、大文字小文字を問わず登録商標です。

ORSC® (Organization & Relationship Systems Coaching®)
システムコーチング®
第三の存在®
ランズ・ワーク®
関係性システムの知性®
RSI® (Relationship Systems Intelligence™)
コーファシリテーション®
コーチ®
World Workers® (ワールドワーカーズ®)
システム・インスピアード・リーダーシップ® (Systems Inspired Leadership™)
Right Relationship™ (正しい関係性)
関係性システム™
アルケミー™
組織内チームコーチ™

HP、チラシ等でこれらの登録商標を使用する場合は、必ず下記文面を例にして記載してください。

「○○○○®は、CRR Global Japan 合同会社の登録商標です。  
<http://www.crrglobaljapan.com>」

- ロゴについては CRR Global Japan 以外の方が使用することはできません。

#### ・資格の表記

CRR Global Japan ではプロフェッショナル実践コース（旧資格コース）を終えて認定を受けられた方に以下の資格表記を使っています。

→ ORSCC (Organization and Relationship Systems Certified Coach)  
(CRR Global 認定 組織と関係性のためのシステムコーチ)

#### 【4】ORSC®コンテンツの使用について

ORSC 受講生の皆様の活動にとって ORSC がお役に立つことは、CRR Global Japan の願いであり、ORSC の実践を進めていかれることを心より応援しております。

ただし、以下の 2 点についての留意をお願いします。

- ORSC を実践できるコーチやリーダーの育成（トレーニング）は CRR Global Inc. 及び CRR Global Japan と契約しているファカルティ（トレーナー）のみに限定されています。
- コーチングセッションなどの場で ORSC ツールやコンセプトなどを伝える・配布する場合、出典の明記をする。

詳しい説明は以下に記しますので、皆さんの活動場面に応じて随時参考下さるようにお願いします。

- (1) ORSC®セッション
- (2) 研修・トレーニング・ワークショップなど
- (3) ORSC®体験会・説明会
- (4) 説明資料・配布資料・プレゼンテーション資料
- (5) 書籍・ウェブサイトなど
- (6) その他

(1) ORSC®セッション

●ORSCセッションとは

関係性のある「システム」（組織のチーム、家族、コミュニティなど）に対して ORSC のツールやスキルを用いて行うコーチングのこと。

●ツール・スキルの使用について

セッションにおいてご自身が学ばれた ORSC のツールやスキルを用いるのは自由です。ただし、「教育」のスキルを実践する際は、以下の区別をお願いします。

\*セッションにクライアントが取り組みやすくするための「文脈設定」（ツールの目的、意義の説明、ORSCの効果の提示など）が「教育」のスキルです。また、クライアントに関係性システムの知性®（RSI®）を高めてもらうためにコンセプトや研究結果を提示すること（アーノルド・ミンデル博士の3つの現実レベルやゴットマン博士の研究結果など）も「教育」のスキルにあたります。

\*一方、クライアント自身が ORSC を実施・提供できるように教えることは、「教育」のスキルには該当せず、前述のとおり、皆様が各々の活動場面で参加者に対して、ORSC を実践・提供できるように教えることはできませんのでご注意ください。

●マニュアル・リソースガイドブック（オンラインコース）・フリップチャートガイド（対面コース）・ORSCインスティチュート（以下「ORSC教材」）の使用について

セッションの場において皆様が ORSC 教材を参考にしながらコーチングを行うのは問題ありません。ただし、クライアントに提示する資料として ORSC 教材を複写・複製して使うことはお控え下さい。ワークシート（紙面上のコンステレーションなど）が必要な場合には、ORSC 教材を参考にしてご自身で作成して用いて下さい。

(2) 研修・トレーニング・ワークショップなど

●研修・トレーニング・ワークショップとは

参加者の方が講義、教材、体験を通じて、特定のコンテンツもしくは自分自身や自分のシステムに対する気づきや学びを得るための場です。

●ツール・スキルの使用について

研修・トレーニング・ワークショップの中で参加者がお互いの関係性を深めるもしくは自分自身の属するシステム（=関係性）を見直し、気づきや学びを得てもらうために ORSC ツールやスキルを使うのは問題ありません。ただし、テキスト・投影資料などに「出典 CRR Global Japan ORSC®プログラム」の記載をお願いします。

(3) ORSC®体験会・説明会

●ORSC 体験会・説明会とは

ORSC の普及及び ORSC 案件創出を目的として、参加者が ORSC を知るもしくは体験するために創られた場です。

●出典・知的所有権の明示について

ORSC が CRR Global Japan 及び CRR Global Inc. の知的財産であることを口頭での説明及び配布・投影資料での明記をお願いします。

●ツール・スキルの使用について

参加者が ORSC セッションを（疑似）体験したり、自分自身が属するシステムについて、ORSC のコンセプトを通じて気づきや学びを得る、もしくは参加者同士のお互いの関係性を深めるためにツールやスキルを使うのは問題ありません。

（4）説明資料・配布資料・プレゼンテーション資料

【使用いただること】

- 1 個人の活動として（ご自分のパートナーや職場のメンバーとの関係性の向上など）作成する説明資料の中で、ORSC 教材やプログラムを通じて知り得た内容を使用する場合、「出典 CRR Global Japan ORSC®プログラム」と出典を明記した上で、ご使用いただけます。
- 2 ORSC の実践家として、クライアントに対して作成する配布資料やプレゼンテーション資料の中で、ORSC 教材やプログラムを通じて知り得た内容を使用する場合、「出典 CRR Global Japan ORSC®プログラム」と明記した上で、ご使用いただけます。
- 3 皆様が個人的目的および実践家として ORSC を行う際に CRR Global Japan のホームページの内容を使用する場合は、「出典 CRR Global Japan ORSC®プログラム」と明記した上で、使用いただけます。

【使用いただけないこと】

- 1 CRR Global Japan の事前の書面による許可なく、コーチやトレーナー、組織のリーダーなどに対して、ORSC について教える、またはご自身のコンテンツの一部として ORSC を教える目的で、配布資料やプレゼンテーション資料に ORSC 教材を通じて知り得た内容を使用することはできません。
- 2 CRR Global Japan の事前の書面による許可なく、ORSC 教材、弊社ホームページ等の内容を、修正、貸借、配布、ライセンスの貸与をすることは認められません。また、【使用いただること 1～3】の目的以外で内容のすべてまたは一部について複製と転用することは認められません。

（5）書籍・ウェブサイトなど

【使用いただること】

- 1 書籍で ORSC 教材やプログラムを通じて知り得た内容を使用する場合は、まず CRR Global Japan の事前の書面による許可を受け、「出典 CRR Global Japan ORSC®プログラム」と明記した上で、使用することができます。
- 2 プロモーション・営業活動を目的としたウェブサイト（動画含む）において ORSC 教材やプログラムを通じて知り得た内容を使用する場合は、「出典 CRR Global Japan

ORSC®プログラム」と明記した上で、使用することができます。

- 3 ORSC®プログラムの中で紹介されている内容で原典が他にある内容について引用する場合は、その原典を明記した上で使用することができます。例えば、メタスキル、ディープデモクラシー、3つの現実レベルなどについて、「出典アーノルド・ミンデル博士 プロセスワーク」と明記してください。

#### 【使用いただけないこと】

CRR Global Japan の事前の書面による許可なく、ORSC 教材やプログラムを通じて知り得た内容についての修正、変更、創作したものを出版、配布、貸与、サプライセンスすることは認められません。

※尚、コース参加にあたっての規約及び誓約書の記載にもある通り、コース内において、許可なく画像撮影・録音・録画等の行為は禁止されていることにもご留意下さい。

#### （6）その他

インターネット上や公共の場などで、ORSC プログラムを通じて得た経験をシェアする場合、「CRR Global Japan ORSC®プログラム」の名前を出して頂くようお願いします。ただし、ご自身の気づきや学びに焦点をあて、ORSC 教材やプログラムの内容については言及を控えてください。新しく学ぶ方たちへの配慮をお願いします。

以上です。

CRR Global Japan にとって、皆様との「Right Relationship™（正しい関係性）」を創っていくことはとても大切です。もし、少しでもわかりにくいことや気になることがありましたら、いつでもお気軽にご連絡ください。

皆様のご理解とご協力を賜りますよう、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

CRR Global Japan